

平成23年12月16日

再研修受講希望の皆様

東京都福祉保健局
高齢社会対策部介護保険課長
(公印省略)

平成23年度第3期東京都介護支援専門員再研修の実施について（追加募集）

平成18年度の介護保険法改正により、介護支援専門員証（平成18年3月までに交付された介護支援専門員登録証明書を含む。以下「専門員証」といいます。）には更新制が導入され、有効期間が設定されました。

専門員証の有効期間中に更新に必要な研修を修了し、更新手続きを行わない場合、現在お持ちの専門員証は有効期間の満了に伴い失効します。専門員証が失効している間は、介護支援専門員として業務に就くことはできません。

ただし、専門員証が失効しても、介護支援専門員資格登録簿への登録は残っており、介護支援専門員再研修（以下「再研修」といいます。）を受講することで、新たに専門員証の交付を受けることができます。

つきましては、平成23年度第3期再研修について受講定員に空きのあるコースを御案内します。受講を希望される方は、下記手続きによりお申し込みください。

記

1 再研修の目的

介護支援専門員として実務に就いていない方又は実務から離れている方が実務に就く際に、介護支援専門員として必要な知識、技能の再修得を図ることを目的としています。

2 事業受託団体

東京都からの委託を受けて財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」といいます。）が実施します。

3 受講対象者

- (1) 東京都で介護支援専門員の登録を受けている方のうち、専門員証が失効した方で、今後新たに専門員証の交付を受けようとする方
- (2) 介護支援専門員の登録を受けた日から5年が経過した方で、今後新たに専門員証の交付を受けようとする方
- (3) 東京都以外の道府県で介護支援専門員の登録を受けている方のうち、東京都で再研修を受講することが認められた方（東京都での受講を希望する方は、各登録道府県へ御連絡ください。）

4 研修の概要及び日程

(1) 研修の概要

再研修は、研修カリキュラム（4ページ）により定められた研修課程、内容、時間等に基づき実施します。研修プログラムは、前期研修（5日間）、前期研修受講後概ね1か月の間に行う実習及び後期研修（2日間）という内容で構成され、全課程を受講していただく必要があります。

① 前期研修

前期研修では、利用者の自立支援を図るため、介護支援専門員がケアマネジメントを行う過程において必要とされる視点や専門的知識、技術について習得します。

② 実習

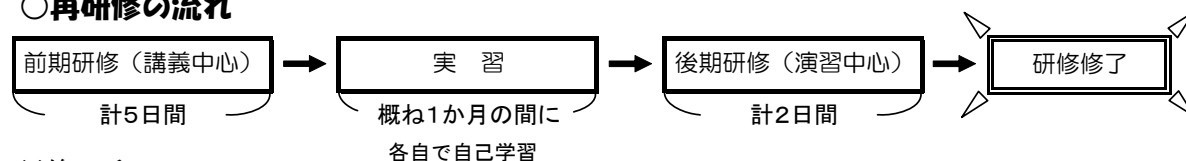
実習では、前期研修（5日間）で学んだ内容に基づき、受講者自らが実習協力者の協力を得て、認定調査及び課題分析の実施、居宅サービス計画書等の作成を行います。

※ 実習協力者については、要介護状態にある方（第2号被保険者も含む。）を対象として、受講者自ら選定していただきます。

③ 後期研修

後期研修では、実習で行った課題分析や作成した居宅サービス計画書等を基に、介護支援専門員として必要な知識と技能について理解するために演習を行います。

○再研修の流れ



(2) 研修日程

別紙・日程を参照してください。

5 受講申込

(1) 申込方法

東京都介護支援専門員再研修受講申込書（届出様式 再-申、以下「受講申込書」といいます。）に必要事項を記入の上、封筒の表面に「介護支援専門員再研修受講申込書在中」と明記し、簡易書留で下記送付先まで郵送してください。ファクシミリによる申込はできません。受講希望コースとして第3希望までのコース名を記入してください。

【送付先】財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部 人材養成室 ケアマネ担当

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 1 4階

※ 封筒の表面に「再研修受講申込書在中」と記入してください。

(2) 受講申請書の提出期限

平成23年12月21日(水)まで(当日消印有効)

6 受講決定

(1) 受講決定

受講申請に基づき東京都が受講決定を行います。受講コース等を記載した受講通知書を、東京都福祉保健財団から平成24年1月11日（水）頃に普通郵便で送付します。

平成24年1月16日(月)までに届かない場合は、財団までご連絡ください。

(2) 受講決定上の留意点

- ① 専門員証の交付申請については、再研修修了後に、東京都へ申請書を提出していただきます。専門員証の交付は、交付申請から1か月程度かかる場合がありますので、受講コースの選定にあたっては、介護支援専門員としての業務に就く時期も勘案してください。
- ② 受講コースの決定に際しては、就業予定時期が早い方を優先的に決定させていただく場合があります。受講コースの希望理由又は受講コースの定員により、第1希望のコースでは受講できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

7 受講料及び納付方法

(1) 受講料 26,400円

(2) 納付方法

受講決定通知書送付の際に同封する納入通知書により納付してください。なお、納入に際しては、次の点についてあらかじめ御了承ください。

- ① 納入通知書記載の期限までに納付されない場合は、受講決定を取り消します。
- ② いったん納付された受講料は、研修を欠席した場合や受講決定が取り消された場合等、いかなる理由であっても返還できません。

8 再研修修了後の手続き

(1) 再研修修了証明書の交付

再研修を修了した方に対して、修了証明書を交付します。(専門員証の交付申請には、この証明書のコピーを添付する必要があります)

(2) 専門員証の交付手続き

研修期間中に配付する「介護支援専門員証の交付手続について」により手続きを確認の上、東京都に申請書を提出していただく必要があります。手続きの詳細については、別途ご案内します。

9 個人情報の取扱いについて

受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本研修の運営及び専門員証の交付業務以外の目的に利用することはありません。

10 問い合わせ先

【提出書類及び手続について】

財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部 人材養成室 ケアマネ担当

〒160-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ14階

電話：03-5206-8735 ファクシミリ：03-5206-8748

【研修制度について】

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎24階

電話：03-5320-4279(直通) ファクシミリ：03-5388-1395